

別紙

治山施設等の名称 「緑をよみがえらせた小坂煙害地復旧治山事業」

所在地 秋田県大館市大茂内外2字大茂内外国有林12林班外

工事期間 明治43年から平成19年

施設・工法の概要

- ・ 煙害により荒廃した溪流に治山ダム・護岸工を実施
- ・ 森林に復旧する見込みのない無立木地化した林地及び山腹崩壊地にはニセアカシア等の植栽を実施

解説（要約）

小坂鉱山煙害地は、明治35年に開始された鉱山の銅製錬に伴う排煙に含まれた亜硫酸ガスに起因している。この煙害は新硫酸工場が完成する昭和42年までの実に65年間続き、被害区域は秋田県北部の北鹿地方一帯約5万haにおよんだ。

国有林では、明治43年から煙害地に対し、ニセアカシアなどの耐煙性樹種の植栽を開始し、数十年にもおよぶ復旧事業により、今では立派な森林としてよみがえり米代川の水源地域として重要な役割を果たしている。

解 説

この地域は、明治35年小坂鉱山銅製錬開始に伴う煙害地で、木々は枯れ、山腹崩壊が発生し、被害区域は秋田県北部一帯の約5万haにもおよんだ。国有林では明治43年以降、無立木地化した林地に対して、ニセアカシア等の耐煙性樹種の植栽に着手し、大正5年には荒廃した溪流に治山ダム、護岸工を実施し、その後、煙害地復旧植栽試験地が被害程度に応じて15カ所設定され、スギ、カラマツ、ニセアカシア等26種について生育状況等が調査され、適応樹種についての資料収集を実施しながら、継続して植栽に取り組むも、煙害地復旧に当たっての技術的蓄積不足に加え、相次ぐ煙害と酸性化した土壌の影響も有りなかなか成林には至らず復旧事業は困難を極めた。



煙害により荒廃した山

昭和26年、水源林造成事業による植栽が開始され、同29年には、関係各課による共同調査、現地検討が実施され、煙害地の復旧方針を定めた森林復興計画が策定された。この計画により、被害程度に応じて区域を区分した植栽計画、ブルドーザによる地拵の導入、また、立地条件に応じ植穴の大きさや雪崩防止を考慮した階段切取植栽等を実施。多いときには、年間100ha以上の植栽を実施した。

治山事業は大正5年以降、溪間工267基、護岸工1,387m、山腹工313haを実施、一方、造林事業は、昭和26年から56年まで水源林造成事業として、57年からは保安林改良事業、62年からは水源地域緊急整備事業として実施し、点在していた小崩壊地に対しては、航空緑化工による

植生の導入を行うなど保安林機能の強化を図っている。

このように復旧された森林は約3,300haにおよび、直接要した経費は、平成19年度に換算し86億円となります。

過去に「米代川の治水は、一に小坂煙害地の治山の成果如何にある。」といわれましたが、数十年にもおよぶ復旧事業により、今では立派な森林としてよみがえり米代川の水源地域として重要な役割を果たしている。



植栽直後の様子



現在の状況

